

(単位：円)

倉敷市玉島市民交流センター 交流棟利用料金表

2025.4.1改定

使用場所	使用区分・時間						冷暖房料
	午前 9-12	午後 13-17	夜間 18-22	昼間 9-17	昼夜間 13-22	全日 9-22	
ホール	4,810	6,410	6,410	12,840	14,450	20,870	冷房 1,854/h
ホール(準備・練習)	2,405	3,205	3,205	6,420	7,225	10,435	暖房 1,372/h
第1楽屋	170	260	260	520	580	850	
第2楽屋	210	280	280	580	650	940	
第3楽屋	170	260	260	530	590	870	
楽屋シャワー室	570	600	600	700	730	850	
第1会議室	1,490	1,980	1,980	4,130	4,620	6,770	
第2会議室	2,810	3,800	3,800	7,590	8,420	12,210	
第3会議室	1,320	1,820	1,820	3,800	4,290	6,270	
第4会議室	990	1,320	1,320	2,810	3,140	4,620	
第5会議室	500	660	660	1,320	1,490	2,150	
第6会議室	330	500	500	1,160	1,320	1,980	
第1和室会議室	500	660	660	1,490	1,650	2,480	
第2和室会議室	330	500	500	1,160	1,320	1,820	
第3和室会議室	330	500	500	1,160	1,320	1,820	
多目的室	500	830	830	1,650	1,820	2,640	
第1練習室	1,160	1,650	1,650	3,300	3,630	5,450	
第2練習室	500	660	660	1,320	1,490	2,150	
工作室	1,320	1,650	1,650	3,470	3,960	5,610	
陶芸窯室	750	840	840	1,190	1,280	1,630	
調理室	1,470	1,960	1,960	3,930	4,440	6,400	
第1美術展示室	500	660	660	1,320	1,490	2,310	
第2美術展示室	1,320	1,820	1,820	3,630	4,130	5,940	

※ホールと楽屋をあわせて利用する場合、楽屋基本利用料はホールの基本利用料に含む。

【割増料金】

●入場料割増

ホール	入場料等が2,000円以上3,000円未満のときは基本利用料の100% 入場料等が3,000円以上4,000円未満のときは基本利用料の150% 入場料等が4,000円以上のときは基本利用料の200%
ホール以外	入場料等が2,000円以上のときは基本利用料の500%

●営業割増： 営業、営業の宣伝その他これらに類する目的をもって2,000円未満の入場料等を徴収する場合(無料で入場させる場合も含む)

ホール	基本利用料の100%	ホール以外	基本利用料の500%
-----	------------	-------	------------

●市外居住割増

基本利用料の100%

●超過時間等割増

施設の繰上げ又は超過利用の場合は、繰上げ又は超過利用時間30分ごとに、1時間当たりの基本利用料の50%を加算する。入場料割増・営業割増・市外割増に該当する場合は、割増料金を加算した1時間当たり基本利用料の50%を加算する。この場合において、30分未満は30分として取り扱うものとする。
--

●ホール冷暖房料(1時間につき)

冷房料@1,854円、暖房料@1,372円 入場料割増・営業割増・市外居住割増に該当する場合は、それぞれに冷暖房料の100%が加算されます。(30分単位で計算)
